

平成25年9月20日

世田谷区長 保坂 展人 様
教育長 堀 恵子 様
子ども部長 岡田 篤 様
教育委員会事務局教育政策部長 伊佐 茂利 様
子ども部児童課長 小野 恭子 様
教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課長 水野 聡 様

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会
会長 千葉 哲

要 望 書

日頃より、学童クラブおよび新 BOP 事業にご尽力いただき、ありがとうございます。

私達、世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会(通称:父母連)は、世田谷区内の公立学童クラブと2つの自主運営クラブ(わんぱく・和光小学校)の父母会、および保護者OBによって構成されている団体で、「東京で一番子育てしやすいまち」を目指す世田谷区にするために、学童保育の充実と向上のために活動しています。

さて、平成26年度の予算編成に向け、下記のとおり要望致します。ご多忙とは存じますが、本年12月31日までにご回答下さいますようお願いいたします。

記

1. 学童クラブにおける中長期的な展望を検討・提言する委員会の立ち上げ

現状は各校間の施設・設備・運営状況は立地条件の違いもあり、大きな格差があり、利用料を徴収するに於ては不公平感があります。保育園から学校放課後対策の切れ目のない一貫したレベルのサービスを実現するために、まず基準とすべき水準を具体的に明示するために、行政、現場の職員、学識経験者、そして利用者代表で、公設・公営で児童の育成に責任をもった学童クラブ(新 BOP 学童クラブ)が果たすべき役割、備えるべき条件、そこで得られるであろう共通認識に照らし合わせた学童クラブ機能の提言を行える場の設置をお願いします。

2. 子ども子育てプランの会議への参画または意見聴取

子ども子育てプランの会議が始まっていますが、世田谷区では残念ながら対象は未就学児のみようです。保育園後の受け皿として学童クラブの充実の検討は必要不可欠と考えます。児童福祉法の放課後児童健全育成事業の定義によると、子どもが遊びや生活を通してすこやかに成長・発達することを質的に保証する場となっていて、対象児童も6年生までに拡大されます。2007年10月に厚生労働省が発表した「放課後児童クラブのガイドライン」は、それを必要としている児童・保護者にとって安心して育児と仕事ができる内容になっています。2007年12月に東京都は、『子育て応援都市東京・重点戦略』を策定し、「学童クラブの設置促進に取り組む区市町村を支援し、学童クラブの需要や大規模クラブ解消に見合った整備を進める」と書かれています。これらに沿った議論をするためにも、会議への参画または意見聴取を求めます。

3. 制度改善および制度試行の継続・拡大

長期休暇等の学童利用料減免措置の改善やBOP利用時のお弁当持参の継続・拡大、学校

プール参加時のBOP利用等について、実態を調査し、合理的改善を求めます。

4. 新BOP安全対策マニュアル策定後の利用・実施状況について

各クラブでの安全対策の実施状況を教えてください。やりっぱなしになっている感じがします。各クラブで安全対策の実施目標を毎年立て実施し、問題点の改善を共有することで、安全対策が図れると考えます。特に学校との連携が気にかかります。学校と新BOPでの会話がほとんどなく、児童館経由または父母経由となっているところもあります。またマニュアルの公開や基本的な行動については、A4一枚程度にまとめ、保護者に配布して、周知徹底するようにしてください。

(1) 避難訓練の充実

登校中や学校休業日等も考慮し、児童の身の安全確保や出席児童の確認、安全な場所への誘導の訓練、職員の訓練も重要です。

(2) 学校・地域との連携を行い、防災用具・備蓄食料の確保

大規模災害の場合は近所の学童児の保護者の引き取りも可としたり、保護者間や町内会との連携も考慮した柔軟な対応を検討し、学校内で安全かつ安心して過ごせるように、飲食料を含めた対策を明示してください。

(3) 保護者との連絡方法の改善

大規模災害の場合は電話が使えないことは先の震災ではつきりしています。保護者との連絡について、インターネットを活用したサービスを利用する等複数の手段を確保してください。

(4) 事故や病気、慢性疾患による対応も基本的な考え方を保護者に配布してください。

5. 大規模学童クラブに対する児童保育の充実の考え方を再度検討し、明示してください。

前述ガイドラインでいう70人以上の超大規模学童クラブは約5割、40人規模以上の大規模学童クラブが約8割に達します。定員がないことは大変ありがたいことですが、適正規模もあり、何よりも心と体の問題も含めて子ども達を守る場所という観点に立ち、分離分割を含めた大規模学童の考え方を再度検討してください。子どもたちの意思に関わらず分割することは新BOPの趣旨に反するとのことですが、安全性や子どもが落ち着かない等大規模の弊害を考慮した上での運営が大前提と考えます。

6. 利用料について

利用料の収支の公開をしてください。特におやつや人件費の支出の公開をし、利用者が納得できるようにしてください。

7. 要配慮児童の対応や設備改善を継続してお願いします。

利用制限の撤廃を含め要配慮児童対応を今後も継続してください。設備面についても、バリアフリー化や要配慮児童に限ったことではありませんが、トイレの洋式化の推進をお願いします。「生活の場」に要配慮児童がいることは、配慮を要しない児童にとっても社会上有益です。また、校舎改築等時には、父母会に対して設計図面等を提示して、意見を聴取する等の配慮をお願いします。

8. 児童への対応向上のために職員が安心して働ける雇用環境と研修を充実させてください。

非常勤職員やプレイングパートナーは、雇用環境に制限があると、児童への対応が疎かになりかねません。児童のため安心して働きたくなるような雇用環境向上を引き続き図ってください。また、要配慮児童の理解のための研修に加えて、児童の安全対策に関わる研修もさらに拡大・充実してください。

以上